

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人舞福社会（以下「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 開催出席1回につき3,000円（源泉所得税徴収後）を支給する。
- (2) 交通費（公共交通機関）・研修費については実費支給とする。

ただし、一事業年度の役員一人当たり報酬総額が15,000円（源泉所得税徴収後）を超えない範囲で支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・事業所運営のための業務にあたった都度、支給する。

- (1) 報酬等は、現金により本人に支給する。

ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- (2) 交通費・研修費については後日精算し、現金により本人に支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、令和5年3月29日改正し令和5年4月1日より施行する。

新・役員報酬規程

(令和5年4月改正)

社会福祉法人 舞福社会